

## 裁 決 書

### 審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号  
冠山ビル3階 林弘法律事務所  
氏 名 弁護士 山 中 理 司

上記審査請求人から令和元年10月29日付けでなされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条の規定に基づく行政文書の開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

審査請求人は、法務大臣（以下「処分庁」という。）に対し、令和元年8月8日付け（同月13日受付）で、請求する行政文書の名称等を「法務大臣が現在、使用している公用車の調達価格、調達時期、車種、サイズ及びエンジン総排気量が分かる文書（車検証を含む。）」として法第3条に基づく行政文書の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書として、「契約書の写し」及び「自動車検査証」を特定した上、一部開示決定（令和元年10月11日付け法務省会第1092号、以下「原処分」という。）を行った。

審査請求人は、令和元年10月29日付け（同月30日受付）で、原処分について審査請求を行った。

### 不服の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件開示請求に対し、処分庁が行った原処分による一部開示決定を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、その要旨は以下のとおりである。



### (1) 審査請求書

最高裁判所長官の公用車の場合、車検証の不開示部分は自動車検査番号及び車台番号並びにこれらに対応するQRコードだけであるし(資料2の3)、売買契約書の不開示部分は受注者の代表者の印影だけである(資料3の2)。

また、最高裁判所裁判官、最高裁判所事務総長、最高裁判所首席調査官、司法研修所長及び裁判所職員総合研修所長の公用車の調達価格、調達時期及び車種が分かる文書並びに車検証がインターネットで公表されている(資料1)ところ、それによって何らかの弊害が発生しているわけではない。

よって、①自動車検査番号及び車台番号並びにこれらに対応するQRコードのほか、②受注者の代表者の印影を除く本件不開示部分は不開示情報に該当しないといえる。

### (2) 意見書1

ア 諒問書(令和2年1月27日付け法務省会第210号)添付の理由説明書に対し、以下のとおり反論する。

最高裁判所事務総長は、「最高裁判所は、我が国唯一の最上級裁判所として裁判手続及び司法行政を行う機関であり、最高裁判所判事や事務総局の各局課館長は、裁判所の重大な職務を担う要人として、襲撃の対象となるおそれが多く、その重大な職務が全うされるように、最高裁判所の庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある。」と考えつつ(資料4)、最高裁判所裁判官等の公用車の車検証等の開示範囲を決定している(資料1ないし資料3)。

そのため、特定会見を受けて、令和2年1月9日に開いた記者会見で、「潔白というのならば、司法の場で正々堂々と無罪を証明すべき」と発言した法務大臣(資料5)について襲撃の対象となるおそれが高いというだけで、審査請求人の主張に係る不開示部分が不開示情報に該当するとはいえない。

イ 審査請求書の記載「自動車検査番号」は誤記である。

### (3) 意見書2

国務大臣については、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成13年1月6日閣議決定)1(8)において「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。(中略)これらについては、国務大臣等の職を退任した後も同様とする。」と定められているところである。

ところで、森まさこ法務大臣は、特定日時、自身の特定通信手段を使って、法務大臣の公用車の自動車登録番号が「特定自動車登録番号」であることを公表した(資料6)。

そのため、自動車登録番号及びこれに対応するQRコードは不開示情報に該当しなくなったといえる。

## 裁決の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「契約書の写し」及び「自動車検査証」であり、処分庁は、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書、意見書1及び意見書2によると、原処分で不開示とした部分のうち、車台番号及びこれに対応するQRコード並びに受注者の代表者の印影を除く不開示部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めるところ、処分庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 本件不開示部分について

「契約書の写し」の本件不開示部分は、契約の相手方名、契約金額、契約書別紙の乙の「品名、規格」欄、「付属品」欄の各項目名、「評価額」欄の各金額並びに仕様書別添の仕様明細一覧表の「項目」欄及び「規格・能力・機能等」欄の各記載内容部分(「その他」欄を除く。)の全てであると認められる。また、「自動車検査証」の本件不開示部分は、「自動車登録番号又は車両番号」欄(これに対応する右下のQRコードを含む。),「乗車定員」欄、「車両重量」欄、「車両総重量」欄、「長さ」欄、「幅」欄、「高さ」欄、「前前軸重」欄、「後後軸重」欄、「総排気量又は定格出力」欄及び「備考」欄の各記載内容部分の一部並びに、「自動車の種別」欄、「車体の形状」欄、「車名」欄、「型式」欄、「原動機の型式」欄、「燃料の種類」欄、「型式指定番号」欄及び「類別区分番号」欄の各記載内容部分の全てであることが認められる。

### (2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 本件不開示部分の不開示該当性について処分庁は、諮詢書(令和2年1月27日付け法務省会第210号)添付の理由説明書に以下のとおり補足して説明する。

(ア) 法務大臣は、法務省の長である(法務省設置法2条2項)ところ、法務省は、法秩序の維持等を図ることを任務としており(同法3条1項)、その所掌事務には、検察に関する事務(同法4条7号)、犯罪の予防に関する事務(同条10号)、刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監置の裁判の執行に関する事務(同条12号)、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する事務(同条19号)、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する事務(同条20号)など、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行を始めとした公共の安全と秩序の維持に関する事務が多数含まれている。

加えて、死刑は、法務大臣の命令により執行される(刑事訴訟法475条1項)。

以上に照らせば、法務大臣は、国務大臣の中でも、特に襲撃のおそれが高い、法務大臣が使用する公用車を特定し得る情報や装備等に関する情報について、法5条4号及び6号の不開示情報に該当することは明らかである。



(イ) なお、審査請求人が、意見書2において、法務大臣は、特定日時、自身の特定通信手段を使って、法務大臣の公用車の自動車登録番号が「特定自動車登録番号」であることを公表した旨主張するが、法務大臣が公用車の自動車登録番号を公表したことではなく、当該特定通信手段に掲載されている公用車は、法務大臣が使用している公用車ではない。

イ そこで検討するに、上記ア(ア)の法律の規定、上記(1)の本件不開示部分を照らすと、上記アの処分庁の説明には、特段不自然、不合理な点は認められない。

そうすると、上記ア(ア)において処分庁が説明する法務大臣の職責に鑑みれば、本件不開示部分を公にすることにより、法務大臣が使用する公用車の名称又は車種を特定し得る情報その他同車の特徴に関する情報及び当該公用車の装備、仕様等に関する情報が明らかになり、テロ等の犯罪行為を誘発し又はその実行を容易ならしめるなど、犯罪の予防、鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の処分庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ したがって、本件不開示部分については、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく不開示としたことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

なお、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、本裁決と同旨の判断が示されているところである。

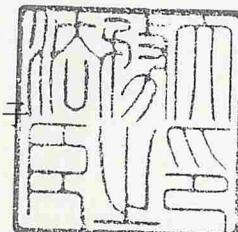
よって、主文のとおり裁決する。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

令和2年10月8日



法務大臣 上川陽





この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和2年10月8日

法務省大臣官房会計課長 北岡 克哉

